株主総会参考書類第１号議案別冊

新銀行東京の最終事業年度に係る計算書類等

株式会社 東京TYフィナンシャルグループ

証券コード：7173

第16期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告

１．当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

平成26年度における我が国経済は、消費税引上げ後の落ち込みからゆっくりと持ち直しつつあります。引上げ前の駆け込み需要の反動減が一部残っているものの、耐久財消費や民間企業設備投資などが微増ながら増加に転じている状況です。

東京都内中小事業者の景況については、足元の業況は横ばいながらも、先行きの見通しが増加に転じるなど、景気回復への期待感が高まりつつあります。

こうした状況下、平成26年度は当行にとって、３ヶ年計画である「中期経営計画（平成24年度～平成26年度）」の最終年度にあたり、引き続き、同計画で掲げた安定した黒字体質を継続しつつ中小事業者を始めとした地域のお客さま支援や東京都の政策支援を軸としたビジネスモデルの構築に努めてまいりました。

その結果、平成26年度においては、当期純利益で６期連続の黒字を、本業での収益力を示す実質業務純益も５期連続の黒字を計上し、「中期経営計画（平成24年度～平成26年度）」の全ての年度において計画値を上回る実績で終了することが出来ました。

また、中小企業向けの与信残高が1,374億円となり、前年比363億円増加いたしました。これは、平成20年度の「再建計画」以降、最大の純増額となり、当行のこれまでの地道な取り組みが着実に実を結んでおります。

与信の原資となる預金についても、残高が2,615億円となり、前年比623億円増加いたしました。こちらも平成20年度の「再建計画」以降、最大の純増額となりました。

以上により、平成26年度の業績は、下記の通りとなりました。

（単位：億円）

	平成25年度	平成26年度	増　減
業務粗利益	51	56	+5
営業経費	38	38	+0
実質業務純益	13	17	+4
当期純利益	8	15	+6

対処すべき事項

上記の成果を踏まえ、今般、発表させていただきました「中期経営計画（平成27年度～平成29年度）」においては、お客様の側に重点を置いた経営相談機能の強化のために「企業相談本部」を新設し、最適なソリューションをご提供してまいります。引き続き、安定した黒字体質を継続しつつ、東京都の取り組みと幅広く連携しながら、地域中小企業や地域経済活性化へ継続的に貢献してまいります。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
預金	1,775	1,808	1,958	1,991	2,615
定期性預金	1,626	1,608	1,726	1,764	2,274
その他	149	200	231	227	340
貸出金	1,355	1,464	1,531	1,670	2,007
個人向け	1	0	0	0	0
中小企業向け	669	768	811	929	1,280
その他	684	694	719	741	726
商品有価証券	—	—	—	—	—
有価証券	2,000	1,976	1,887	1,870	1,692
国債	674	653	784	678	517
その他	1,326	1,322	1,103	1,191	1,174
総資産	3,581	3,598	3,705	3,846	4,314
内国為替取扱高	3,563	3,878	4,210	4,316	5,610
外国為替取扱高	—	—	—	—	—
経常利益（△は経常損失）	△714百万円	1,133百万円	1,023百万円	890百万円	1,514百万円
当期純利益	1,086百万円	793百万円	1,019百万円	885百万円	1,510百万円
1株当たりの当期純利益	183円33銭	133円88銭	172円05銭	149円47銭	254円90銭
信託財産	116	77	115	139	217
信託報酬	40百万円	38百万円	54百万円	64百万円	73百万円

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	143人	139人
平均年齢	43年7月	44年0月
平均勤続年数	6年8月	6年4月
平均給与月額	503千円	511千円

(注) 1. 「平均年齢」、「平均勤続年数」及び「平均給与月額」は、それぞれ単位未満を切捨てて表示しております。
2. 「使用人数」は、契約社員、短時間勤務社員及び臨時雇員を除いております。

(4) 営業所等の状況

イ　営業所数の推移

	当年度末	前年度末
東京都	1店	1店
合計	1店	1店

(5) 設備投資の状況

設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	207

(6) その他当行の現況に関する重要な事項

平成27年３月31日時点で当行の現況に関する重要な事項はございません。

2．会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

（年度末現在）

氏　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
大　塚　俊　郎	取締役会長（社外）	—	—
寺　井　宏　隆	代表取締役社長執行役員 監査部 総合資金部	—	—
内　田　泰　司	取締役	—	—
久　保　哲　男	取締役執行役員 営業本部	—	
常　久　秀　紀	取締役執行役員 経営企画部 統合リスク管理部	—	—
奥　住　良　一	監査役	—	—
藤　原　憲　一	監査役（社外）	—	公認会計士
野　村　周　央	監査役（社外）	—	弁護士

(2) 会社役員に対する報酬等

（単位：百万円）

区　分	報酬等
取　締　役	88
監　査　役	26
計	114

（注）取締役の報酬等には、役員賞与引当金繰入額６百万円が含まれております。

3．社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　名	兼職その他の状況
大　塚　俊　郎	野田市総合計画審議会　委員
藤　原　憲　一	公認会計士藤原憲一事務所　所長 橘有限責任監査法人　社員 株式会社サティスファクトリーインターナショナル　監査役（非常勤）

氏　名	兼職その他の状況
野　村　周　央	堀総合法律事務所 東京大学ハラスメント防止委員会　委員（非常勤） 日本郵政グループ外部通報窓口（非常勤） 日本年金機構法令遵守委員会事務局　顧問（非常勤） 株式会社パソナグループ　監査役（非常勤）

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　名	在任期間	取締役会及び経営会議への出席状況
大　塚　俊　郎	7年9ヶ月	当年度の取締役会16回開催のうち16回出席
藤　原　憲　一	4年9ヶ月	当年度の取締役会16回開催のうち14回出席 当年度の監査役会13回開催のうち12回出席
野　村　周　央	4年9ヶ月	当年度の取締役会16回開催のうち16回出席 当年度の監査役会13回開催のうち13回出席

(3) 責任限定契約

氏　名	責任限定契約の内容の概要
大　塚　俊　郎 藤　原　憲　一 野　村　周　央	定款第31条第２項に基づき、当行と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、取締役会決議を経て金1,000万円又は会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額のいずれか高い金額としている。

(4) 社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

	銀行からの報酬等
報酬等の合計	17

（注）銀行からの報酬等には、役員賞与引当金繰入額０百万円が含まれております。

4．当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式の総数	40,000千株
(うち普通株式)	38,000千株
(うち優先株式)	2,000千株
発行済株式の総数	7,926千株
(うち普通株式)	5,926千株
(うち優先株式)	2,000千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

普通株式	38名
優先株式	1名

(3) 大株主

(普通株式)

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
東京都	4,991 千株	84.22 %
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	125	2.11
株式会社日立製作所	125	2.11
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	100	1.69
信金中央金庫	57	0.97
SMBC日興証券株式会社	50	0.84
オリックス株式会社	50	0.84
鹿島建設株式会社	50	0.84
大成建設株式会社	50	0.84
三井住友海上火災保険株式会社	50	0.84

（A種優先株式）

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
東　　京　　都	2,000 千株	100.00 %

（注）会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第67条第１項の規定により議決権を有しない。

５．会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の状況

（単位：百万円）

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等
有限責任監査法人　ハルタ	20

（2）会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当行は、会計監査人が継続してその職務を全うする上で重要な疑義を抱く事象が発生し、改善の見込みがないと判断した場合には、監査役会の同意に基づき、解任または不再任に関する議案を株主総会に上程する方針です。なお、平成27年５月以降は、会社法改正に伴い、監査役会が、会計監査人の選解任について、株主総会に上程する方針です。

６．業務の適正を確保する体制

当行では、取締役会で定める「内部統制システムの整備に係る基本方針」に基づき、内部統制システムの整備・強化に取り組んでおります。

【内部統制システムの整備に係る基本方針】

(1) 取締役、執行役員、使用人、当該株式会社及びその子会社からなる企業集団の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業倫理・コンプライアンスの基本方針及びコンプライアンス体制の構築を取締役会で決定し、取締役、執行役員及び行員の全てに法令、定款及び内部規程等の遵守を求めるコンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス・プログラムの作成・見直しを取締役会で決定する。

コンプライアンス委員会を設置し、当行のコンプライアンス態勢全般に関する審議を行うとともに、当行のコンプライアンス全般の運営・管理・教育研修・モニタリングなどを統括するコンプライアンス統括部署を設ける。

コンプライアンス上、疑義のある行為について、直接通報を行う手段を確保するため、内部通報窓口（ヘルプライン）を設置する。さらには、取引審査部会を設け、利害が相反するおそれのある取引の内容を審査し、審議状況を取締役会に報告する。

反社会的勢力とは、一切の関係を遮断する。また、不当な要求には、毅然とした対応を実施する。

＊当行は、現在企業集団を擁し、又はこれに属する会社に該当しない。

(2) 取締役及び執行役員の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制

取締役及び執行役員の職務執行にかかる情報については文書管理に関する社内規程を整備し、作成、保存、廃棄等の取扱を明確にし、文書管理に関する統括責任者を設ける。

(3) 損失の危険の管理（リスクマネジメント）に関する規定その他の体制

取締役会で決議された「リスク管理基本方針」に基づき、具体的なリスク管理手続・リスク管理基準等を定める。

統合リスク管理部担当執行役員を委員長とする統合リスク管理委員会を設けて、全行的なリスクマネジメントに関する重要事項を審議するとともに、同委員会において、定期的にリスク管理担当部署が行った履行状況のモニタリングの結果の報告を受け、リスクマネジメント体制を整備する。

(4) 取締役及び執行役員の職務遂行が効率的に行なわれることを確保するための体制

代表取締役を中心とした執行役員による迅速な経営意思決定と業務執行及び取締役会による職務執行の監督を通じ、経営の効率性・適切性を確保する。組織、職務権限、職務分掌に関する規程を

設け、職務遂行の効率的な権限委譲をはかる。

(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行は、現在企業集団を擁し、又はこれに属する会社ではないが、いかなる場合も、銀行としての経営の健全性・独立性を保持するとともに、特別目的会社等を設置する場合は、その目的にしたがった設立・運営・管理等が行われる体制とする。

(6) 監査役の職務を補助すべき者・その独立性･監査役への報告・監査の実効性等を確保するための体制

①監査役の職務を補助すべき者：
当行の監査部所属の監査役会事務局担当行員が監査役の職務を補助する。

②監査役の職務を補助すべき行員の取締役及び執行役員からの独立性：
監査役会事務局担当行員は、監査役に直接報告し、その直接の指示を受ける体制とし、監査役会事務局担当行員の人事については、監査役の意見を聞き、これを尊重する。

③監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保：
取締役が監査役会事務局担当行員の人事異動や懲戒を行う場合は、監査役と事前に協議する。また、監査役の独立性を侵害するような指示を監査役会事務局担当行員にした場合、監査役はその取り消しを求めることが出来る。

④監査役への報告体制の確保：
取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直接監査役に報告する。

⑤報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制：
当行は、監査役への報告を理由とする解雇等の不利益となる取扱いを行わないこととする。

⑥監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針：
監査役の職務の執行について生ずる費用は、その全額を会社負担とする。また、費用の前払や償還手続についても監査役の求めた方法に応じるものとする。

計算書類

第16期末 (平成27年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	**32,629**	**預金**	**261,534**
現金	354	普通預金	34,031
預け金	32,274	定期預金	227,492
買入金銭債権	**33,260**	その他の預金	10
有価証券	**169,249**	**借用金**	**107,300**
国債	51,792	借入金	107,300
地方債	5,900	**その他負債**	**2,629**
社債	79,435	未払法人税等	61
株式	13	未払費用	2,006
その他の証券	32,108	前受収益	363
貸出金	**200,706**	未払金	177
証書貸付	177,959	その他の負債	20
当座貸越	22,746	**賞与引当金**	**169**
その他資産	**957**	**役員賞与引当金**	**6**
前払費用	61	**退職給付引当金**	**127**
未収収益	376	**業務委託契約関連引当金**	**162**
その他の資産	519	**偶発損失引当金**	**1,156**
有形固定資産	**37**	**繰延税金負債**	**730**
建物	13	**支払承諾**	**2,581**
その他の有形固定資産	23	**負債の部合計**	**376,398**
無形固定資産	**339**	(純資産の部)	
ソフトウエア	339	**資本金**	**20,000**
その他の無形固定資産	0	**資本剰余金**	**32,046**
支払承諾見返	**2,581**	資本準備金	32,046
貸倒引当金	**△7,548**	**利益剰余金**	**1,481**
投資損失引当金	**△756**	その他利益剰余金	1,481
		繰越利益剰余金	1,481
		株主資本合計	**53,527**
		その他有価証券評価差額金	**1,529**
		評価・換算差額等合計	**1,529**
		純資産の部合計	**55,057**
資産の部合計	**431,456**	**負債及び純資産の部合計**	**431,456**

第16期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目		金額	
経常収益			**7,211**
資金運用収益		**5,916**	
貸出金利息		3,180	
有価証券利息配当金		2,192	
コールローン利息		10	
預け金利息		15	
その他の受入利息		518	
信託報酬		**73**	
役務取引等収益		**289**	
受入為替手数料		9	
その他の役務収益		279	
その他業務収益		**367**	
外国為替売買益		5	
国債等債券売却益		362	
その他経常収益		**563**	
貸倒引当金戻入益		545	
投資損失引当金戻入益		0	
償却債権取立益		0	
その他の経常収益		17	
経常費用			**5,696**
資金調達費用		**890**	
預金利息		773	
コールマネー利息		4	
借用金利息		112	
その他の支払利息		0	
役務取引等費用		**104**	
支払為替手数料		17	
その他の役務費用		86	
営業経費		**3,892**	
その他経常費用		**808**	
貸出金償却		6	
業務委託契約関連引当金繰入額		608	
偶発損失引当金繰入額		36	
その他の経常費用		156	
経常利益			**1,514**
税引前当期純利益			**1,514**
法人税、住民税及び事業税		**4**	
法人税等合計			**4**
当期純利益			**1,510**

第16期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	20,000	37,246	—	37,246	△5,229	△5,229	52,017
当期変動額							
資本準備金からその他資本剰余金への振替		△5,200	5,200	—			—
その他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替			△5,200	△5,200	5,200	5,200	—
当期純利益					1,510	1,510	1,510
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	△5,200	—	△5,200	6,710	6,710	1,510
当期末残高	20,000	32,046	—	32,046	1,481	1,481	53,527

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	932	932	52,949
当期変動額			
資本準備金からその他資本剰余金への振替			—
その他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替			—
当期純利益			1,510
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	597	597	597
当期変動額合計	597	597	2,108
当期末残高	1,529	1,529	55,057

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　3年～50年

その他　　2年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5～6年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

4．外貨建資産の本邦通貨への換算基準

外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、上記の債権のうち合理的であると認められる場合には、債権額から実質保全額を控除した残額を、上記の貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、売却可能価額を合理的に見積もることが可能な場合には、債権額からその売却可能価額を控除した金額を計上しております。それ以外の場合には、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、売却可能価額を合理的に見積もる

ことが可能な場合には、債権額からその売却可能価額を控除した金額を計上しております。それ以外の場合には、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各資産の所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した統合リスク管理部資産査定室が査定結果を検証しており、その査定結果により上記の引当金を計上しております。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を計上しております。退職給付債務の金額は、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法により、当事業年度末自己都合要支給額に基づいて計上しております。

(6) 業務委託契約関連引当金

業務委託契約関連引当金は、当行システムの更改等の費用に備えるため、個別事象毎に合理的に見積もることができる金額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上し、係争案件等について、将来発生する可能性のある支払見積額を計上しております。

6．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税額等のうち、税法に定める繰延消費税額等は、長期前払費用に計上のうえ、５年間で均等償却しております。

会計方針の変更

資産に係る控除対象外消費税額等は、従来発生事業年度の費用として処理しておりましたが、控除対象外消費税額等が著しく増加し、今後もその傾向が継続すると見込まれることから、期間損益計算の一層の適正化を図るため、当期において資産に係る控除対象外消費税額等のうち、税法に定める繰延消費税額等は、長期前払費用に計上のうえ、５年間で均等償却する方法に変更しております。

当該会計方針の変更は、過去の期間に与える影響額が軽微であるため、遡及適用しておりません。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響額は軽微であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1．無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当期末に当該処分をせずに所有しているものは100百万円であります。

2．貸出金のうち、破綻先債権額は126百万円、延滞債権額は3,605百万円であります。
　なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。
　また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額はございません。
　なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,116百万円であります。
　なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は5,848百万円であります。
　なお、上記２．から５．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	112,920百万円
貸出金	15,858百万円
担保資産に対応する債務	
借用金	107,300百万円

　上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券1,818百万円及び預け金10百万円を差し入れております。
　また、その他の資産には、保証金11百万円が含まれております。

7．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、838百万円であります。このうち契約残存期間が１年以内のものが570百万円あり、１年超のものが267百万円あります。

なお、これらの契約の多くは融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8．有形固定資産の償却累計額588百万円（減価償却および減損損失の累計額合計）

（株主資本等変動計算書関係）
発行済株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘　要
発行済株式					
普通株式	5,926	—	—	5,926	
種類株式	2,000	—	—	2,000	
合　計	7,926	—	—	7,926	

（金融商品関係）
１．金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針

当行は、都内中小事業者などへの貸出業務や有価証券等による運用業務を行っております。これらの業務を行うため、顧客よりの預金、金融機関よりの借用金などによって資金調達を行っております。また、保有金融資産及び負債に、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として都内中小事業者への貸出債権と他の金融機関の貸出債権への保証債権であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、保有有価証券は、主に国債、地方債、事業債であり、満期保有目的、純投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当行では、信用リスク管理を経営の最重要管理事項と位置づけ、信用リスクを定量的かつ継続的に把握し適切に管理していくための基本方針を定め、これを遵守するための管理態勢・相互牽制機能を整備しております。最適な与信ポートフォリオの構築を行うため、商品別・格付別・業種別等の信用リスクの状況をモニタリングし、

その結果は統合リスク管理委員会を通じて取締役会へ報告するとともに、適時に業務運営に反映させる体制をとっております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しても、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(ⅰ)金利リスクの管理

当行では、原則すべての資産・負債に内在する金利リスクをバリュー・アット・リスク（VaR）で計測し、これを自己資本の状況や市場動向等を勘案して割当られたリスク資本の範囲内に収めるように日次でモニタリングしております。また、ベーシス・ポイント・バリュー（BPV）の計測やギャップ分析を日次で行い、金利変動による資産・負債の時価の感応度をモニタリングし、関連部署に報告しております。これらのリスク管理情報は、月次で開催する統合リスク管理委員会に報告するとともに、ALM等の業務運営方針の審議に活用する体制を構築しております。

また、自己資本比率規制におけるアウトライヤー基準の趣旨も踏まえ、極端な金利の変動や、当行ポジションに不利な方向へのイールドカーブの形状変化等を想定した場合のリスク量を計測して、資産負債構成の妥当性の検証と見直しを行っております。

(ⅱ)価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、有価証券運用規程及び有価証券運用方針に従い行われております。価格変動リスクについては、VaRや総合損益等で計測し、これを自己資本の状況や市場動向等を勘案して割当られたリスク資本の範囲内に収めるように日次でモニタリングしております。

(ⅲ)デリバティブ取引

当行におけるデリバティブ取引は、主として当行自身の資産・負債のミスマッチから生じる市場リスクをヘッジする目的で金融機関等と行う金利スワップ取引であります。デリバティブ取引には、金利等の変動により損失を受ける可能性のある市場リスク、及び取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性がある信用リスクが内包されております。当行では、主としてヘッジ目的で現物資産・負債のリスクを相殺し、当行全体の市場リスクを圧縮する方向で活用しております。このため、オンバランスと合算した市場リスク全体の中で、リスク管理を行っております。

カウンターパーティの信用リスクについては、金融機関等の信用力に応じて、コール取引等のオンバランス取引と合算の上、クレジットラインを設定して日次で使用状況や損益を管理しております。

③流動性リスクの管理

当行は、要資金調達額や資金化可能の流動性資産残高を日次で管理し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注２）参照)。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 現金預け金	32,629	32,629	―
(2) 買入金銭債権（＊１）	33,131	33,708	576
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	15,625	17,147	1,521
その他有価証券	146,669	146,669	―
(4) 貸出金	200,706		
貸倒引当金（＊１）	△5,927		
	194,778	194,778	―
資産計	422,834	424,932	2,098
(1) 預金	261,534	261,534	―
(2) 借用金	107,300	107,300	―
負債計	368,834	368,834	―

（＊１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、貸借対照表計上額から直接減額しております。

(注１）金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金預け金

預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、公共工事債権信託受益権及び手形債権信託受益権については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これら以外の信託受益権については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式については、取引所の価格、債券は市場価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託については、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負　債

(1) 預金

預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

(2) 借用金

借用金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注２) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区　分	貸借対照表計上額
①非上場株式（＊１）	13
②組合出資金（＊２）	6,941
合　　計	6,954

（＊１）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）組合出資金については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものは、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

１．満期保有目的の債券（平成27年３月31日現在）

	種　類	貸借対照表計上額（百万円）	時　価（百万円）	差　額（百万円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	9,998	11,156	1,158
	社債	5,627	5,990	363
	小　計	15,625	17,147	1,521
合　計		15,625	17,147	1,521

(注) 満期保有目的の債券には、時価が貸借対照表計上額を超えないものはありません。

２．その他有価証券（平成27年３月31日現在）

	種　類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差　額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債券	115,692	113,862	1,829
	国債	41,793	41,424	369
	地方債	5,403	5,248	154
	社債	68,495	67,189	1,305
	その他	18,178	17,575	602
	外国証券	4,146	4,087	59
	その他の証券	14,031	13,488	542
	小　計	133,870	131,438	2,432
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	5,810	5,841	△31
	地方債	497	500	△2
	社債	5,312	5,341	△28
	その他	6,988	7,076	△87
	外国証券	6,988	7,076	△87
	小　計	12,799	12,917	△118
合　計		146,669	144,355	2,313

3．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
債券	21,667	362	―
国債	19,225	353	―
社債	2,441	8	―
合計	21,667	362	―

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	19,443百万円
貸倒引当金	2,427
偶発損失引当金	373
投資損失引当金	244
投資事業組合損益	224
その他	444
繰延税金資産小計	23,158
評価性引当額	△23,158
繰延税金資産合計	0
繰延税金負債	
有価証券評価差額金	730
繰延税金負債合計	730
繰延税金負債の純額	730百万円

(１株当たり情報)

１株当たりの純資産額	2,540円87銭
１株当たりの当期純利益金額	254円90銭

信託財産残高表 (平成27年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産	金額	負債	金額
受託有価証券	**100**	**有価証券の信託**	**100**
金銭債権	**21,063**	**金銭債権の信託**	**21,616**
その他の金銭債権	21,063		
現金預け金	**552**		
預け金	552		
合計	**21,716**	**合計**	**21,716**

監査報告書

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月12日

株式会社新銀行東京
　取　締　役　会　御中

有限責任監査法人ハルタ
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　久　島　昭　弘　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中　島　正　人　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社新銀行東京の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監査報告書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、有限責任監査法人　ハルタの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月14日

株式会社新銀行東京監査役会

常勤監査役　奥　住　良　一　㊞

社外監査役　藤　原　憲　一　㊞

社外監査役　野　村　周　央　㊞

〈メ　モ　欄〉